

German Newsletter

Japan Business Services

Issue 2 | March 2020

概要

- I. 法改正
- II. BEPS
- III. 法人税
- IV. 移転価格税制
- V. VAT
- VI. 不動産取得税法
- VII. 個人所得税／賃金税
- VIII. 税務会計
- IX. 租税条約
- X. 租税通則法
- XI. 社会保険
- XII. 商法会計
- XIII. 輸出管理

ドイツ最新情報

I. 法改正

国際取引課税法改正と併せた ATAD 導入

連邦財務省は、長く待たれていた EU 租税回避防止指令 (Anti-Tax-Avoidance-Directive: ATAD) の国内法への導入および国際取引課税法改正のための法案「ATAD 導入法 (ATAD-Umsetzungsgesetz)」を 2019 年 12 月 10 日に公表しました。法案には、クロスボーダーで事業活動を行う企業にとって数々の規定の厳格化が盛り込まれています。

連邦財務省は、2017 年 5 月に EU レベルで成立した EU 租税回避防止指令 (ATAD) の国内法への導入のための法案を、2019 年末とされた導入期限の 3 週間前になって提出しました。ATAD 導入法 (ATAD-Umsetzungsgesetz) は、特にハイブリッド節税モデルへの対抗措置ならびに資産の国外持出および国外移転に際しての出口課税を盛り込んだ ATAD の導入に加えて、長く議論されてきた国際取引課税法の改正に着手する内容となっています。さらに、事前協議手続きの法的根拠も導入されることとなります。

ATAD 導入法に盛り込まれた主な改正項目は以下の通りです。

- ▶ ハイブリッド・ファイナンスモデルに際しての損金算入制限の導入 (所得税法第 4k 条)
- ▶ 資産の国外持出および国内持込に関する規定の適用対象事象の追加
- ▶ 国外移転に際しての資産 (出資比率 1% 以上の出資持分) のみなし売却課税の強化。国際取引課税法第 6 条は移転先国に関わらず適用。資産のみなし売却益に対する課税の猶予は納税者の申請によりすべてのケースにおいて可能だが、現行の課税繰延方式ではなく、原則的に分割納付方式とされる。すなわち、みなし売却益に対する納税額は 7 年間の分割払いの対象となり、出資持分が実際に売却されるまでの間の課税猶予とはならない。



EY

Building a better
working world

- ▶ 国際取引課税法第 1 条以下に規定されている移転価格および課税権の案分に関する原則の抜本的な改正
- ▶ ドイツの加算課税制度(CFC ルール)の基本原則については原則的に変更なし。改正点としては、内国者支配コンセプトから関係者を含む出資者ごとの支配判断、配当の取扱いに際しての法人税法第 8b 条の特例を適用した上での能動的活動要件の維持、および外国中間会社からの実際の配当実施に際しての軽減措置の変更が挙げられる。
- ▶ 低課税国と見なされる税率の下限は、引下げを実行すべきタイミングであるにも関わらず改正法案に盛り込まれておらず、引き続き 25%。特に、所得税および法人税と同様の外国税額控除等を通じた営業税の軽減措置もまた予定なし。

立法手続きの完了は、現時点では 2020 年 5 月から 7 月にずれ込む見通しですが、法案の主要項目は 2020 年課税年度に遡及しての適用となると考えられます。

II. BEPS

金融取引に関する OECD 移転価格ガイドライン

OECD は 2020 年 2 月 11 日に「金融取引に関する移転価格ガイドライン」の最終版を公表しました。ガイドラインは、連邦財政裁判所ならびに各財政裁判所の最近の判例および ATAD 導入法(セクション I. 法改正参照)の一環で予定されているグループ内における金融取引に関する国際取引課税法第 1a 条の導入を背景に、国際的な租税上の係争事案が将来的に増加する見込みであることを示しています。

ガイドラインは、OECD による BEPS プロジェクトにおけるオープンディスカッションの成果を取り入れた内容となっており、主に、公式の OECD 移転価格ガイドラインに新たに設けられた第 10 章に採用されています。これによって、金融取引に関する移転価格税制上の観点からの見解が初めて OECD 移転価格ガイドラインに盛り込まれることになりました。

OECD ガイドラインは、多くの税務調査においても争点となっている以下の取引・条件についてその立場を示しています。

- ▶ トレジャーリー(資金調達)機能
- ▶ 貸付取引
- ▶ グループ各社の信用格付
- ▶ 独立企業原則に基づく利率の決定方法
- ▶ 債務保証および劣後化
- ▶ 格付ソフトウェアの利用
- ▶ 機能およびリスク分析に際しての貸付側の状況(lender perspective)の考慮

金融取引に関するガイドラインの OECD 移転価格ガイドラインへの追加自体は、ドイツにおいては直接の拘束力を有しません。ドイツが金融取引に関する OECD 移転価格ガイドラインを国内法に反映させるのか、その場合にはどのような形で反映させるのか、現時点では予測できません。現在立法手続き中の国際取引課税法第 1a 条と OECD のアプローチが部分的に異なる(例えば、信用格付または個々の移転価格決定方法等)ことから、二重課税の発生が懸念されます。

金融取引に関する移転価格ガイドラインの詳細については [Global Tax Alert](#) (英語)をご参照ください。

III. 法人税

外国で締結された損益移転契約のオーガニシャフト(連結納税グループ)成立要件としての容認

従来、税務当局の厳格な見解は、EU/EEA 加盟国に所在する連結子会社との間で締結された損益移転契約を(オーガニシャフト成立要件としての)“効力ある義務”として履行することを事実上認めていませんでしたが、2019 年 1 月に公表された通達において税務当局は、特定の要件が満たされた場合に外国で締結された損益移転契約を初めて容認しました。これに対して、純粋な債権法上の契約については引き続き容認する方向にはないと見られます。

2013年のオーガニシャフト制度改革により、法人税第14条第1項第1文に規定されるいわゆる二重(国内に経営管理地を有し、かつ、EU/EEA加盟国内に本店所在地を有する資本会社)の国内要件が撤廃されて以降、原則的にEU/EEA加盟国内に経営管理地を有する資本会社もまた、ドイツの連結親会社にその所得を帰属させることが可能となっています(人的要件)。しかしながら、税務当局が、損益移転契約が株式会社法第291条第1項にいうところのドイツ法に基づき締結されることを引き続き要求し、特にEU/EEA資本会社を管轄する国外商業登記簿に登録された損益移転契約の有効性を認めないことから、EU法に抵触する差別的取扱いが事実上存続する状況となっています。EU委員会は、この点に関して改めてドイツに対するEU法違反手続きを開始しました(ドイツニュースレター2019年9月号参照)。

税務当局は、(連邦および各州レベルでの調整後)2019年11月12日付のフランクフルト上級財政局通達においてその見解を示しました。これによると、損益移転契約は外国法に基づく締結が可能ですが、引き続き株式会社法第291条、第302条に規定される要件を満たす必要があります。外国の損益移転契約上の取り決め内容は登記義務のある形式で合意されなければなりません。上級財政局は、以下の場合に損益移転契約の成立を認めています。

(a) 損益移転契約が外国の商業登記簿へ登記されている場合。ただし、当該国の会社法により同等の公的登記機関が設置されていて、損益移転契約の登記が可能な国に所在するEU/EEA子会社だけがこの方法を利用できます。

(b) または、外国連結子会社の登記対象となる定款に損益移転契約が盛り込まれている場合。定款と内容的に重複する(債権法上の)個別合意は、税務当局にとって十分でなく、(定款自体に盛り込まれない場合)会社契約の届出自体が正式な定款変更の性格を有することが求められます。

税務当局は、外国での効力発生的な登記を通じて、外国会社との契約がドイツの損益移転契約の性質とほぼ同一であることを求めています。ただし、外国の会社法が登記を認めない、または、損益移転契約そのものを規定していない限りにおいては、選択肢となるのは債権法上の契約のみとなります。税務当局にとって、債権法上の契約では十分でないということになりますが、この点はEU法上の観点から引き続き問題とされています。

純粋な債権法上の会社契約がある場合には、審議中の連邦財政裁判所事案の動向を把握しておくべきです。連邦財政裁判所は、本事案において“有効な損益移転契約”の要件について、EU法に抵触しない解釈に関する見解を初めて示すこととなります。また、税務当局が差別的取扱いを完全に解消するまでには、現在進行中のEU法違反手続きの結果および潜在的可能性としてEU委員会による欧州司法裁判所への先行判決の申立てが待たれます。

ライセンス料の損金算入制限規定に関する連邦財務省通達

連邦財務省は、2020年2月19日付連邦財務省通達の中で、2018年課税年度において原則的にライセンス料の損金算入制限規定の対象となる、Nexus要件を満たさない一連の国際的な優遇措置を列挙しています。

一覧表1には、OECDの調査をベースにこれまで税務当局が認定したすべての有害な優遇措置が記載されています。

2018年課税年度において、これらの優遇措置を享受する関係者に対して支払われた権利供与に対する対価は、ライセンス料の損金算入制限規定に基づく(部分的)損金控除制限の対象となります。ライセンス料の損金算入制限規定が2018年以降適用されることから、OECDの方針に応じて2021年6月までに終了し、それまでの間(または2018年課税年度中)は、参加国間の合意によりNexusアプローチの実質基準を満たす必要のない優遇措置もまた制限規定の適用対象となり得ます。税務当局は、多くの参加国において、問題となる措置に加えて、新しい、有害でない優遇措置が存在することから、いずれの優遇措置が対象となっているか個々に検討するよう、通達上で指示しています。

通達の文言から判断して、一覧表が限定列挙でないことから、現時点で記載されていない優遇措置について、税務当局がライセンス料の損金算入制限規定の適用目的でどのような判断を下すかどうか

か判断することはできない状況です。例えば、スイスのいわゆる「Domiciliary and mixed company」（主たる経済活動を外国で行うスイス会社）が、これに該当します。

一覧表 2 においては、調査中の優遇措置が列挙されています。原則的にライセンス料の損金算入制限規定の対象となる、該当するスキーム（特に米国の「Foreign-Derived Intangible Income:FDII」制度）における対価は、Nexus 要件を満たすかどうかの最終的な検討が完了するまで、かつ、ライセンス料の損金算入制限規定以外の理由により損金算入が否認されない限りにおいて、租税通則法第 164 条の留保条項を適用した上で、損金算入費用として取り扱われることとなります。

税務当局が、ライセンス料の損金算入制限規定のその他の適用上の問題点および 2019 年課税年度およびそれ以降における既存の優遇措置に関する判断について見解を示すのか、または、いつ示すのかは現時点では不明です。

IV. 移転価格税制

グループ間ファイナンスに関する連邦財政裁判所判決の支持および隠れた出資のケースにおける国際取引課税法第 1 条第 1 項の原則適用（ドイツニュースレター 2019 年 12 月号の続報）

連邦財政裁判所第 1 法廷は、二つの（租税条約上の遮断効果を争点とする）係争事案において、クロスボーダーのグループ間ファイナンスにおける国際取引課税法第 1 条第 1 項に基づく所得更正に関する 2019 年 2 月 27 日付判決（ドイツニュースレター 2019 年 9 月号参照）を踏襲し、無担保貸付金の減損に伴う所得減少を否認しました。国際取引課税法第 1 条第 1 項に基づく所得更正は、OECD モデル租税条約第 9 条第 1 項を通じてその適用が遮断されることはなく、EU 法に抵触するものでもないというのが、2019 年 2 月 27 日付連邦財政裁判所判決の見解でした。

第 1 法廷は、さらに、クロスボーダーの隠れた出資のケースにおける国際取引課税法第 1 条第 1 項の適用に関しても見解を示しました。係争事案においては、ドイツ親会社からマルタ子会社に対し簿価で譲渡された経済財について、税務当局がこれ（時価との差額分）を隠れた出資に該当するとして、国際取引課税法第 1 条第 1 項に基づく所得更正を行っていました。連邦財政裁判所第 1 法廷は、経済財の譲渡に際して隠れた出資があったと見て、原則的に国際取引課税法第 1 条第 1 項に基づく更正の対象となるとの見解を示しました。実質的な出資者としてのステータス（出資持分比率または持分権）に変更がない場合には、隠れた出資も、原則的に国際取引課税法第 1 条第 4 項にいうところの「商取引」に該当し得るとするのが連邦財政裁判所の見解です。資本準備金への拠出もまた出資者ステータスを強化する効果がありますので、出資者ステータスに変更があったかどうかは、受領側の会社に適用される会社法（係争事案においてはマルタの会社法）に基づき判断されることとなります。この点について下級審である財政裁判所での審理が行われなかったことから事案は財政裁判所に差し戻されました。

連邦財政裁判所は、また、クロスボーダーのグループ内ファイナンスに関する別の類似の事案においても、同様に国際取引課税法第 1 条第 1 項に基づく更正を認める（非公開の）判決（2019 年 6 月 19 日付）を下しています。

EU ブラックリスト

ケイマン諸島、パラオ、パナマおよびセイシエルの 4 つの国・地域が EU ブラックリストに追加されました。Brexit を受けて英国領であるケイマン諸島が、税務上の透明性基準を満たさない第三国としてリストに挙げられる可能性があります。EU ブラックリストは、企業にとって、特に、タックスプランニングの通知義務の基準となるホールマーク（特質または特性）C1（損金算入費用）の検討に際して重要な意味を有します。他方、16 の国・地域が、EU に要請された改革を実施したとして、モニタリングリストから削除されました。

V. VAT

EU 付加価値税改革における早期実施措置「VAT Quick Fixes」の実務運用に関する EU 委員会の補足説明

「Quick Fixes」の枠組みにおける新规定に関する連邦財務省通達の公表は早くとも 2020 年第 4 四半期以降になる見込みです。これに先立ち EU 委員会は補足説明文書(いわゆる「Explanatory Notes」)を公表しましたが、ここには、チェーン取引、委託倉庫に関する簡便規定および VAT-ID 番号の使用に関して予想外の取扱いが含まれています。

EU 域内供給、証憑上の証明、チェーン取引および委託倉庫に関するいわゆる EU の「Quick Fixes」に基づく新规定は、2019 年年次税法によりドイツ VAT 法に導入され、2020 年 1 月 1 日以降行われる供給取引から適用されています。EU 委員会は 2019 年 12 月 20 日に、EU 付加価値税システム指令の解釈指針となる補足説明(いわゆる「Explanatory Notes」)を公表しましたが、多くの箇所で、2019 年 6 月 3 日に開催された会議で採択された付加価値税委員会の基本方針(いわゆる「VAT 委員会指針」)に言及されています。「Explanatory Notes」、「VAT 委員会指針」のいずれも EU 加盟国に対する直接的な拘束力を有するものではありません。また、基本指針は多くの項目において全会一致で可決されたものではありません。

「Explanatory Notes」は、VAT-ID 番号の“使用”に関して全体的により寛大な見方をしています。ドイツ政府案の立法根拠によると、EU 域内供給取引の免税のための重要な新しい追加要件として、ドイツの VAT 適用通達第 3a.2 セクション第 10 項にいうところの VAT-ID 番号の(供給前の注文書等への VAT-ID 番号記載といった)能動的な使用が要求される一方、EU 委員会は、様式を問わず、供給者の発行する請求書から確認できれば十分であるとしています。

EU 域内三角取引に際しての簡便規定が、その他の要件が満たされた場合には 4 者以上の事業者が関与するチェーン取引に際しても適用されるという EU 委員会の見解もまた特筆されます。さらに、中間業者による仕出国の VAT-ID 番号の事後的な使用に関して、当初問題視されていた表現が訂正され、動的供給の代替的な帰属(中間業者から最終購入者に対する供給を動的供給=EU 域内免税供給と見なす)は、誤って使用された VAT-ID 番号が事後的に訂正される場合にのみ認められることとなります。ドイツ法にはこれまで同様の規定は設けられていません。

また、「Explanatory Notes」には、委託倉庫利用に際しての簡便規定の適用要件に関する詳細な補足が盛り込まれています(固定的施設、大量生産財貨、小規模損失の上限額)。

連邦財政裁判所判決:雇用者による引越費用負担の VAT 上の取扱い

2019 年 6 月 6 日付連邦財政裁判所判決によると、企業グループ内におけるドイツへの機能移転に伴い生じた、従業員の住居探しに係る費用をグループ会社が負担する場合、会社と当該従業員との関係においては、対価性のある取引類似売上(tauschähnlicher Umsatz)または自家消費(Entnahme)のいずれも生じません。さらに、この場合に会社は当該費用に含まれる前段階 VAT を控除する権利を有します。

不動産仲介料の負担を通じては、単に労働力を提供するための要件が成立したに過ぎず、将来的に提供される労働力の対価とは見なされません。したがって、対価性のある取引類似売上としての取扱いは除外されます。

従業員の個人的な必要性は、経験豊富なグループ従業員を速やかに新しい勤務場所に迎えようという会社の利害関係の前には重要ではありません。したがって、売上 VAT の対象となる自家消費もまた生じません。この見解は、費用が専ら雇用者の事業上の関心による場合には給与に該当しないという賃金税上の取扱いにも合致するものです。

請求書の遡及的訂正に際しての要件

連邦財政裁判所は、前段階 VAT 控除目的での遡及的な請求書訂正の要件を具体化しました。

欧州司法裁判所判決および(これを受けた)連邦財政裁判所判決を受け、記載要件となる記載事項を含まないまたは記載要件に不備のある請求書は、当初の請求書発行時点に遡及して訂正することが可能です。

連邦財政裁判所は、その 2019 年 9 月 5 日付判決により、遡及的な請求書訂正のための具体的な要件についての見解を改めて示しました。訂正のための文書が、当初の不備のある請求書と明確かつ個別に関連付けられていることがその要件となります。この取扱いは、EU 付加価値税システム指令第 219 条ならびに EU 指令を受けた VAT 施行令第 31 条第 5 項第 2 文との関連での VAT 法第 14 条第 6 項第 5 号の規定から導かれるものです。これに対して、訂正後ならびに訂正前の請求書のいずれにも同じ記述がなされていても、明確かつ個別の関連付け(リファレンス)がない場合は、遡及的な請求書訂正には不十分であるというのが連邦財政裁判所の見解です。連邦財政裁判所は、これによって、当初から複数の書類から構成されている請求書に関する取扱いと同様の基準を設けた結果となっています。

遡及的な請求書の訂正には、当初の不備のある請求書が受領された申告期間における前段階 VAT 控除が引き続き可能となるというメリットがあります。訂正の理由が記載要件の不備にある場合、当初の請求書をキャンセルした上で新しい請求書を再発行するという処理は避け、上記の要件を満たした上で当初の請求書を補足すべきです。

前段階 VAT 還付申請手続きにおける請求書の訂正

連邦財政裁判所は、前段階 VAT 控除目的の請求書訂正に関する判例に紐付けて、前段階 VAT 還付申請手続きにおいても申請期限内に申請書に添付された請求書コピーが、訂正可能な請求書の要件を満たしている場合には、これで十分であるとの見解を示しました。

他の EU 加盟国からの前段階 VAT 還付のために必要な還付手続きは、期限内の申請だけでなく、網羅的かつ規則に則った還付申請書の提出を要件としています。申請書には請求書の電子スキャンデータを添付する必要があります。連邦財政裁判所は、訂正または事後的な補正により前段階 VAT 控除要件を満たした請求書が、拘束的な提出期限の対象となる(期限延長の認められない)前段階 VAT 還付申請手続きの一環で容認されるかどうかの点についての審議を行いました。

連邦財政裁判所は、前段階 VAT 還付申請手続きにおいては請求書に関して特段の要件が設けられておらず、よって、“通常の”前段階 VAT 控除要件の原則が適用されるとしています。この原則によると、訂正が可能な請求書に対する最低記載要件が満たされれば十分とされます。事後的な補正または訂正を通じて、最低記載要件を満たす請求書が発行時点に遡及して前段階 VAT 控除を可能とする場合、当該書類の提出によっても、前段階 VAT 還付申請手続きにおける申請期限が順守されたと思なされるに足りません。連邦財政裁判所は、申請期限が順守されたとして、網羅的な請求書関連書類の遡及的な事後提出を容認しました。

連邦財政裁判所は、本判決により、具体的事案において、前段階 VAT 還付申請手続きは一般的 VAT 課税手続き(VAT 登録および VAT 申告)との比較において特別な手続きであるとして、網羅的な請求書の申請期限内提出が必要であるとした連邦中央税務局の見解に反対する立場を取りました。本判決に対する税務当局の反応ならびに前段階 VAT 還付申請手続きにおける要件について連邦財政裁判所第 11 法廷が先行判決の求めを行った事案に対する欧州司法裁判所の見解が待たれます。

バウチャー(Gutschein)に関する連邦財務省通達案

2018 年年次税法により、単一目的バウチャーおよび他目的バウチャーに関する明確な規定が VAT 法に導入されましたが、連邦財務省は、バウチャーの VAT 課税に関する個別の疑問点に対する見解を示した通達案を作成、公表しました。

連邦財務省通達案(2019 年 12 月 18 日現在)によると、VAT 適用通達は、単一目的バウチャーおよび多目的バウチャーの取扱いに関して広範に補則されます。特に、バウチャーの定義が VAT 適用通達に盛り込まれます。例えば、切手、乗車券または入場券はバウチャーには分類されないこととなります。

通達案には、また、単一目的バウチャーまたは多目的バウチャーの法的定義が含まれています。一例として、税務当局は、バウチャーを単一目的または多目的バウチャーのいずれに該当するか明記することを求めています。さらに、連鎖取引におけるバウチャーの VAT 上の取扱い、自身および他者の名義での取引、バウチャーの引換えが行われなかったケース、および再換金性に関する見解が述べられています。

新しい規定は、2019 年 1 月 1 日以降に発行された全てのバウチャーについて適用されることになります。ただし、最終的な連邦財務省通達の公表までの期間については、現状、容認規定が予定されています。

リース契約の VAT 法上の取扱いに関する連邦財務省通達案

連邦財務省は、リース契約の VAT 法上の区分を抜本的に改める内容の連邦財務省通達案を作成しました。連邦財務省通達案が通達案通りに適用される場合、変更の影響を受けることになるかどうか借主および貸主の双方で確認する必要があります。

リース契約および購入オプション付リース契約は、これらが財貨の供給または賃貸に類似したその他の役務のいずれかに区分され得るため、VAT 法上の取扱いがデリケートです。VAT 法上異なる帰結をもたらすこの区分は、リース物件が契約当事者の一方から他方に移管されるかどうかによりますが、単純に、民法上所有権が移転するかどうか、および、いつ移転するかどうかだけで決まるものではありません。

連邦財務省は従来、VAT 法上の区分に際しては収益税法上のリース通達に依拠していました。連邦財務省は、通達案(2019 年 12 月 3 日現在)において、この紐付けを解消し、独自の要件を設けています。通達案によると、契約書に所有権の移転が明記されていて、契約がその満了まで予定通り履行された場合に所有権が自動的に移転する場合には、リース物件の移管が行われたものとされます。

連邦財務省の新たな見解は、連邦財務省通達の公表日以降適用されることとなります。

通達案に採用された見解が、VAT 法上の取扱いの変更をもたらすかどうか、各リース契約ごとの検討が必要となります。通達案には、通達公表前に締結されたリース契約に対する経過規定が盛り込まれていますが、借主および貸主は予定される連邦財務省の新たな見解に応じた準備を行うべきです。

委託倉庫に関する申告手続き

2020 年以降、VAT 目的の委託倉庫の利用のための特別な申告義務規定が適用されますが、その運用に当たって税務当局は、組織上のハードルを設けています。連邦財務省は、2020 年 1 月 28 日付通達において、申告様式および申告義務履行のための手順を紹介しました。

EU VAT 指令の早期実施措置「VAT Quick Fixes」の国内法への導入(2019 年年次税法)に伴い、委託倉庫に関する新しい規定が導入されました。従来法の下では、委託倉庫の利用により財貨の輸送が中断したと見なされるケースが多くありました。この場合、EU 加盟国から他の EU 加盟国への財貨の供給について、EU 域内免税供給取引として取り扱うことができず、仕向国への自己財貨の EU 域内持込および仕向国における国内供給取引として取り扱わざるを得ませんでした(供給者に仕向国での VAT 登録および申告義務が発生)。VAT 法第 6b 条の新規定は、特定の要件が満たされた場合には、委託倉庫の利用を通じた財貨の輸送の中断に関わらず、EU 域内免税供給取引としての取扱いを可能にしていますが、該当する財貨の輸送を VAT 法第 18a 条に規定される EU セールスリスト上で申告することが免税要件の一つとなります。

長距離鉄道旅客輸送に対する軽減税率適用に関する連邦財務省通達

2020年以降、鉄道旅客輸送は長距離、短距離に関わらずすべて7%の軽減税率の対象となっています。税務当局は、企業による旅費に係る前段階VAT控除にとっても重要な意味を有する、各種の適用上の疑問点についての見解を示しました。

7%の軽減税率は、2020年1月1日以降提供された鉄道旅客輸送に適用されますが、原則的に、それぞれの売上取引(旅客輸送役務提供)の行われた時点が基準となります。税務当局は、2020年1月21日連邦財務省通達を通じて、2020年1月1日以降適用される軽減税率の適用への移管を実務上簡便化するための特別経過規定を設けています。特別経過規定は、特に、往復乗車券または定期券、ならびに特別な販売スキーム(Bahn-Tix および Rail&Fly)といった、暦年を跨いで有効な乗車券を対象としています。(鉄道会社の顧客である)企業にとっては、前段階VAT控除への影響に関する通達内容が特に重要な意味を有します。

VI. 不動産取得税

連邦財政裁判所によるグループ条項の解釈

不動産取得税法第6a条に規定されるいわゆるグループ条項により、消滅型会社分割、存続型会社分割、分社型会社分割および財産移転に基づく、(不動産取得税法第1条第1項第3号、第2a項または第3項に該当する)課税対象の法的取引は、不動産取得税が免除されます。条文によると、免税のためには、特に、支配企業およびこの支配企業の支配下にある一つの会社もしくは複数の会社、または一支配企業の支配下にある複数の会社のみが再編取引に関与していることが要件となります。支配企業が法的取引以前5年および法的取引後5年に渡って、直接もしくは間接にまたは一部直接一部間接に、継続的に95%の出資比率を有している会社が支配下にあるとされます(いわゆる事前および事後的保有期限)。

連邦財政裁判所は、下記の観点について不動産取得税法上のグループ条項の解釈に関する見解を示し、以下の要件が満たされた場合には免税の対象となることを確認しました。

1. 「支配企業」がVAT法上にいうところの事業者であることが必要かどうか

税務当局の見解と異なり、「支配企業」はVAT法上の事業者である必要はないというのが連邦財政裁判所の見解です。税務上の優遇措置であるグループ条項は、法的制限が設けられていないことから、経済的活動を行う不動産取得税法上にいうところのすべての法的主体に適用されます。

2. 関係企業への出資持分が事業資産または個人資産のいずれに保有されなければならないか

税務当局の見解と異なり、支配下にある会社に対する出資持分が個人資産または事業資産のいずれに保有されているかどうかは、不動産取得税法第6a条の適用に際して判断基準とならないというのが連邦財政裁判所の見解です。したがって、出資持分が個人の個人資産に保有されている場合も不動産取得税法第6a条が適用されます。

3. 適格組織再編取引を理由として事前および事後的保有期限要件が欠格する場合に免税が否認されるか

連邦財政裁判所は、不動産取得税法第6a条第4文に規定される保有期限は、適格組織再編取引を行われた場合もその順守が可能である限りにおいて、順守されなければならないとしています。連邦財政裁判所は、再編取引の種類ごとに以下区別しています。

a) 支配下にある会社と支配企業との合併に際しては、アップストリーム合併またはダウンストリーム合併のいずれにおいても、事前保有期限のみが順守の対象となります。事後的保有期限の欠格は免税措置の適用を妨げません。

b) 支配企業の支配下にある複数の会社が合併当事者である場合、事後的保有期限は承継会社に対する出資関係のみ、事前保有期限は承継会社、消滅会社の双方に対する出資関係に適用されません。

c) 被支配会社と支配企業との間での新設型の(被支配会社の)存続型会社分割または新設型の(被支配会社の)分社型会社分割に際しては、事後的保有期限のみが順守の対象となります。事前保有期限の欠格は免税措置の適用を妨げません。

d) 支配企業の支配下にある複数の会社が当事者となる新設型の存続型会社分割または新設型の分社型会社分割においては、事前保有期限は譲渡会社に対する出資関係のみ、事後的保有期限は双方の被支配会社に対する出資関係に適用されます。

支配企業の支配下にある複数の会社が組織再編の当事者であり、双方の被支配会社が再編後も存続する場合、事前および事後的保有期限のいずれも双方に対する出資関係に適用されます。

4. 不動産取得税法第 6a 条の規定が出資持分／会社ごと、または不動産ごとのいずれに適用されることになるのか

連邦財政裁判所は、不動産取得税法第 6a 条の規定の不動産ごとの適用を認めず、出資持分ごとに適用されるとしています。これは、不動産取得税法第 6a 条が、対象となる事実要件の区分にあたり、再編取引を通じて譲渡される不動産の帰属ではなく、出資関係のみを基準としているためです。

連邦財政裁判所は、上記の通り、多くの点において税務当局の厳格な見解に反する立場を取っていますので、連邦財政裁判所の判決に対する税務当局の反応が待たれます。

連邦財政裁判所判決には、現物出資またはその他の会社契約に基づく取得取引の定義ならびに事前および事後的保有期限内に生じた資本構造の変更またはその保有期限に与える影響についての見解は示していません。

また、外国事案および EU 法に基づく同等の再編取引に関する分類上の疑問点もまた判決の対象とはなっていません。

VII. 個人所得税／賃金税

2019 年 年次税法による改正

2019 年 12 月 17 日に公布された 2019 年 年次税法は雇用者および従業員に関連する以下の規定を盛り込んでいます。

クロスボーダーの駐在員派遣に際しての賃金税源泉義務

従来、賃金税源泉徴収義務の有無は、ドイツ国内の派遣先企業が人件費を実際に経済的に負担しているかどうか判断基準とされていました。2020 年以降は、独立企業原則に基づき派遣先企業が人件費を負担すべきであるかどうか判断基準となります。

制限納税義務者による個人所得税申告書の提出

原則：制限納税義務に際しては源泉課税により課税関係が完了

制限納税義務に際しては通常給与所得に係る個人所得税は賃金税源泉手続きをもって完了します。特に、投資所得および監査役会報酬もまた源泉徴収による課税関係完了の対象となります。左記以外に他に所得がない場合、個人所得税確定申告書の提出は不要です。

上記規定に対しては従来から、以下のケースを始め各種の例外が設けられていました。

- ▶ 暦年中の制限納税義務から無制限納税義務(またはその逆)への変更があった場合
- ▶ 賃金税源泉徴収時に必要経費または特別支出控除枠として一定の非課税限度額が考慮されていた場合
- ▶ EU/EEA 加盟国国籍者で、加盟国のいずれかに住所または恒常的滞在場所を有する者による任意申告の場合

2019 年 年次税法により、制限納税義務者について源泉徴収により課税関係が完了しない事実関係が追加されました。

- ▶ 複数の雇用者からの給与支給があった場合
- ▶ 優遇税率の対象となる一時金(例:補償金、複数年勤務に対する報酬)の支給があった場合
- ▶ 一時金の支給に際して、前職の雇用者による同暦年中の賃金税源泉証明書の提示がない場合

例外規定のいずれかが適用になる場合、給与所得に係る個人所得税については賃金税源泉徴収で課税が完了せず、当該暦年の個人所得税および連帯付加税は個人所得税確定申告書の提出により賦課決定されることとなります。

なお、新たに盛り込まれたケースも含め、源泉徴収により課税関係が完了せず確定申告の対象となる場合、累進税率留保規定が適用となるため、税率の算定に際して国外所得もまた考慮される点に留意が必要です。

制限納税義務者である従業員に対する賃金税年末調整

2020年以降、従来の無制限納税義務者に加えて、制限納税義務者である従業員も賃金税年末調整の対象とされます。

金銭給付の法的定義

雇用者給付を金銭給付または現物給付のいずれに区分するかは、特に44ユーロの非課税限度額または所得税法第37b条に基づく現物給付に係る賃金税の分離課税の取扱いに影響します。2020年1月1日以降、目的が指定された金銭給付、事後的な費用弁済、金銭代替品および金額で表されるその他の便益は金銭給付として取り扱われます。

商品券の発行者から商品またはサービスを取得するための商品券は、通常、金銭給付とは見なされません(商品券の流通形態による)。

また、従業員(またはその近親者)の疾病、事故、就労不能、老齢、死亡またはその他のリスクに対する保険の保険料または雇用者給付も、これにより従業員自身の直接の請求権が生じる場合には現金給付と見なされます。労働法上の権利が(直接の請求権でなく)保険によるカバレッジのみを対象としている場合は、現物給付と見なされるというのが弊事務所の見解です。

従業員社宅

雇用者が従業員に住居を一部有償または無償で提供する場合、これはFRINGE BENEFITに該当します。2020年1月1日以降、当該現物給付額の算定に際して評価割引計算規定が導入されています。従業員により支払われた対価が、居住地域の平均的家賃の三分の二以上であって、1㎡当たりの(管理共益費を含まない)平均的家賃が25ユーロを超えない場合は、現物給付課税は行われません。

ジョブチケット(定期券)

いわゆるジョブチケットに係る雇用者手当は2018年以降、これが給与に追加的に支給される限りにおいて非課税給付とされています。さらに、雇用者は、公共交通機関の通勤利用等に係る現物給与および手当について、(給与に追加的に支給されるのでない場合も含め)、15%または25%の税率での分離課税を選択することが、2019年課税年度または2019年1月1日以降の給与支給期間から可能となっています。

電気またはハイブリッド自動車に対するカンパニーカー課税

電気およびハイブリッド自動車の私的利用の使用価値の算定に際しての課税ベースが半減されます。最低走行距離60km、走行距離1km当たりの二酸化炭素排出量が50g以下の車両については2024年12月31日まで、最低走行距離80km、走行距離1km当たりの二酸化炭素排出量が50g以下の車両については2030年12月31日まで、この優遇措置が延長されます。

2019年1月1日から2030年12月31日までの間に取得された車両が二酸化炭素を排出せず、リスト車体価格が4万ユーロ以下の場合、課税ベースは四分の一まで減額されます。

電気車両の充電および社用自転車に対する非課税措置の延長

雇用者の事業所内での電気自動車の充電および社用自転車の提供ならびに事業資産である充電機器の私用を目的とした一時的な貸出しに伴う便益に対する非課税措置は 2030 年 12 月 31 日まで延長されます。

出張時の食事手当

2020 年以降定額食事手当の額が 24 ユーロから 28 ユーロ(24 時間以上の出張)または 12 ユーロから 14 ユーロ(8 時間超 24 時間未満出張)に引き上げられます。

特定の研修費用に対する非課税措置

社会法典第 III 部第 82 条第 1 項および第 2 項に基づく措置を目的とした研修費用ならびに従業員の就業能力の向上に資する研修費用は、賃金税上または所得税上非課税とされます。ただし、研修が報奨的性格に重点を置くものであってはなりません。

社用の(電動)自転車の私的利用に係る使用価値の課税ベース

税務当局は、2019 年年次税法を通じた電動自転車の促進対象の拡大に対応して、新しい州通達において社用自転車の提供の促進措置もまたその適用対象を拡大しています。

社用自転車の使用給付に伴う便益は、これが本来給付義務のある給与に追加的に雇用者から支給されることを要件として(いわゆる追加給付要件)、従業員側では(2030 年まで)全額非課税となります。税務当局は、従業員が本来給付義務のある給与に追加的に支給されるという要件が満たされないために、非課税措置の適用を受けることができない限りにおいて、これまで 2019 年 3 月 13 日付の州通達に基づき、電気自動車の促進のための取扱いに準じて、(電動)自転車の課税ベースの半減を容認していました。

2019 年の通達に取って代わる 2020 年 1 月 9 日付州共通通達により、雇用者から従業員に対して提供された社用自転車の価値の課税ベースは 2020 年以降四分の一(リスト車体価格の 0.25%)まで減額されます。税務当局は、グロス車体価格 4 万ユーロ以下の“純粋な”電気自動車については 2019 年年次税法により、課税ベースの四分の一までの減額が可能となったことを受け、社用自転車についても同じ取扱いとなるように定めています。従業員に使用供与された自転車および(最高時速 25km 以下の)“小型”電動自転車についても、2020 年以降 2030 年まで、私用利用(プライベート利用、通勤および二重家計における留守宅訪問)の平均価値の算定に際して、非拘束的推奨価格(100 ユーロ未満切捨て)の四分の一までの減額が認められます。

雇用者による税理士費用負担に際しての簡便的取扱い(ドイツニュースレター 2019 年 9 月号の続報)

税務当局は、駐在員派遣に際しての税理士費用の負担に関する従来判例を覆した納税者に有利な連邦財政裁判所判決を受けた見解を示しました。さらに、ノルトライン・ヴェストファーレン州上級財政局は、簡便的取扱いを認め、所得の種類に対応した税理士費用の案分処理を不要としました。

これまで、通常駐在員派遣の一環で雇用者が負担する税理士費用は、原則的に課税対象となる給与として取り扱われてきました(2018 年 5 月 3 日付連邦財務省通達参照)。連邦財政裁判所は 2019 年 5 月 9 日付の判決においてこれとは異なる見解を示しました。包括的検討の一環において、判決事案においては税理士費用負担が専ら雇用者の事業上の関心に基づいており、その限りにおいて労働対価性(給与)が否定されるというのがその主旨です。

当該判決が連邦税務公報上で公表されたことから、原則的に国内全体で一般適用されることとなります。2019 年 12 月 19 日付ノルトライン・ヴェストファーレン州上級財政局短信によると、本判決は、同様の事案にのみ適用されることとなります。すなわち、個人所得税確定申告書作成費用のうち、給与所得に関連する部分のみ、連邦財政裁判所判決の原則に従い、給与と見なさないことが可能です。他方、他の所得に関する申告部分については、通常、課税対象の給与に相当します。した

がって、ネット給与保証契約においては個別の検討ならびに(引き続き)賃金税源泉目的での税理士費用の案分が必要となります。

ノルトライン・ヴェストファーレン州上級財政局は、駐在員一人当たりまたは全員について定額の税理士費用の合意がある場合、簡便的理由により、他の所得に帰属すべき税理士費用の案分処理を行わなくともこれを容認するとしています。この簡便規定を他州の状況財政局が踏襲し、場合によっては連邦財務省通達に盛り込まれるかどうかはまだ不明です。したがって、当面は、州上級財政局の拘束力の及ぶノルトライン・ヴェストファーレン州での賃金税申告および個人所得税査定のみがこの簡便規定の対象となります。簡便規定により、税理士費用の案分が不要となることから、賃金税額の引下げまたは還付が見込まれます。またノルトライン・ヴェストファーレン州上級財政局は、管下の税務当局に対して、未処理の異議申立事案について、当該判決に基づき決定するよう指示しています。

追加的給付要件に関する連邦財政裁判所判決に対する税務当局の不適用通達(ドイツニュースレター2019年12月号の続報)

税務当局は、雇用者給付に係る特定の優遇措置に関連した追加給付要件に関する納税者に有利な連邦財政裁判所判決に対して、懸念された通り、不適用通達で応じました。

ジョブチケット、(電動)自転車の提供または子女の託児費用に掛かる非課税の手当、(電動)自転車の無償または廉価での譲渡に係る分離課税といった)特定の雇用者給付の優遇措置は、これらが、「本来支払義務のある給与に追加で」支給されることが適用要件となります。2019年秋に下した判決により連邦財政裁判所は、追加的的要件に関する過去の判例とは異なる見解を示しました。

連邦財政裁判所は、従来とは異なり、(従業員が拘束的に法的請求権を有する給与に対して追加的に任意に支給される)「任意性留保」ではなく、「目的との紐付け」が追加性の判断基準となるとの見解にあります。

税務当局はこの連邦財政裁判所判決を支持していません。税務当局は、新しい連邦財政裁判所判決の原則と異なり、給付が給与請求権と相殺されない、給与請求権が給付額分減額されない、すでに合意された将来的な昇給額の代わりとして使用または目的との紐付けのある給付が提供されない、および給付の取り止めに際して昇給が行われないといった場合にのみ、追加的的要件が満たされたと見なしています。税務当局は、新通達をすべての未確定の事案に適用します。

また、連邦財政裁判所判決に対しては、立法上の対応も予想されます。

VIII. 税務会計

商法上の引当金額を上限とする税務上の引当金

連邦財政裁判所は、税務貸借対照表上の未確定債務に係る引当金は、商法上容認される価額を上限とするという税務当局の見解を支持しました。

連邦財政裁判所は、2019年11月20日付判決において、所得税法第6条第1項第3a号の“最高で、特に”という導入部分の文言から、基準性の原則の適用除外の根拠を引き出すことにはならないとの見解を示しました。所得税法第5条第1項第1文に基づく基準性の原則の枠組みにおける商法規定の適用は、それ自体が、個々の税務上の規定により排除されるものではありません。

“最高で、特に”との表現には、他の税務上の価値だけでなく、他の商法上のより低い価値も含まれています。この解釈は、所得税法第6条第1項第3a号の立法根拠からも明確です。立法者が別途変更を加えなかったことから、商法上の改正部分に関して税務上の中立性が意図されたに関わらず、BilMoG(ドイツ会計近代化法)以降も形式的な基準性の原則の継続適用が認められます。

なお、税務当局は、所得税法第6a条に規定される年金引当金については、税務上の引当金価額が商法上の価値を上回ることをとしています。

IX. 租税条約

日独租税条約第 26 条(租税の徴収における支援)に基づきドイツおよび日本の税務当局との間で合意された実施要領に関する 2019 年 12 月 18 日付の[連邦財務省通達](#)(ドイツ語)が公表されています。

X. 租税通則法

税金利息の執行猶予

連邦財政裁判所が、2012 年以降の利息賦課期間についても租税通則法第 238 条に規定される利子率に関して重大な憲法上の疑念があるとの見解を示したことを受け、連邦財務省は、2012 年 1 月 1 日以降の利息賦課期間についても(申請による)執行猶予を認めました。

税務当局はこれまで、(租税通則法第 238 条第 1 項第 1 文の税率に基づく)税金利息の賦課決定に対して異議申立がなされたケースにおいて、税金利息債務者の申請に基づき 2012 年 4 月 1 日以降の利息賦課期間について執行猶予を認めていました。連邦財務省は、2019 年 7 月 4 日付連邦財政裁判所決定を受け、対象期間を 2012 年 1 月 1 日まで遡及しました。2019 年 9 月 2 日付の連邦財務省通達公表以降、税務当局は税金利息について通常暫定的な賦課決定を行っていません。租税通則法第 238 条に規定される利率の違憲性に関する最終的な決着には、連邦憲法裁判所所で係争中の事案に対する判決が待たれます。

XI. 社会保険

Brexit の社会保険上の取扱いへの影響

英国は 2020 年 1 月 31 日に EU を離脱しましたが、EU と英国は 2020 年末までの移行期間中に、将来的な関係についての交渉を行うこととなります。

移行期間中は、社会保険制度の共通化のための EC 規則(883/04 および 987/09)および第三者については、EEC 規則(1408/71 および 574/72)との関連での EC 規則(859/03)が引き続き適用されます。

特に従業員派遣における移行期間中の社会保険上の取扱いは以下の通りとなります。

- ▶ これまで期限付きでのみ発行された A1 証明書については、2020 年 12 月 31 日までまたは場合によってはそれ以降を期限とする発行が可能です。
- ▶ A1 証明書に基づき引き続きドイツの社会保険制度に加入している英国勤務の従業員については、2020 年 12 月 31 日までの移行期間の間ドイツの法規定が適用されます。
- ▶ 2021 年 1 月 1 日以降の期間についても A1 証明書の申請が認められることから、移行期間後も引き続きドイツの社会保険法が適用され、英国の社会保険制度への加入免除が可能となります。ただし、英国で行われる勤務に関して、当該従業員が A1 証明書に基づき 2020 年 12 月 31 日以前にドイツの社会保険法の適用対象となっており、当該勤務が中断されることなく継続していることがその要件となります。
- ▶ 恒常的に複数の EU 加盟国および特に英国で遂行される複数国勤務(Multi-Sate-Worker)が 2021 年 1 月 1 日以降も継続される場合、2021 年 1 月 1 日以降の期間についても A1 証明書の発行が可能です。
- ▶ 例えば公務員または同等の職員および第三国国籍者といったその他の分類に属する就業者についても、2020 年 12 月 31 日までまたは場合によってはそれ以降を期限とする A1 証明書の発行が可能です。勤務または派遣が移行期間中に開始され以降中断されずに継続している場合は、2021 年 1 月 1 日以降の期間についても A1 証明書を申請することが可能です。この取扱いは、出張、派遣または複数国勤務のいずれの形態においても適用されます。

各企業は、英国で勤務する従業員の A1 証明書の有効期限を確認することが望ましいです。

なお、ドイツ当局は、英国で勤務するまたは派遣された従業員に対してすでに発行された期限付き A1 証明書について、期限を更新する証明書を発行し、申請手続きに対する再審査を行わないことで合意しています。例えば、ある健康保険機関が当初 2020 年 1 月 30 日を有効期限とする A1 証明書を発行していた場合、企業は期限延長のための新たな申請書を提出することになります。

2021 年 1 月 1 日以降の取扱いについては今後の展開が待たれます。現時点では、移行期間経過後に開始されるすべての事案に対して、社会保険制度の共通化のための EC 規則(883/04 および 987/09)および第三者については、EEC 規則(1408/71 および 574/72)との関連での EC 規則(859/03)が適用されなくなり、A1 証明書の申請ができなくなると考えられます。

XII. 商法会計

2019 年 12 月 19 日に官報で公布された「株主の権利に関する第 2 次ガイドラインの実施のための法律(Gesetz zur Umsetzung der Zweiten Aktionäresrechterichtlinie: ARUG II)」による商法改正に伴い、2021 年 1 月 1 日以降開始する営業年度から、中間会社であるドイツ会社自身が連結親会社として連結財務諸表の作成義務を負う場合の作成免除規定の要件が緩和され、第三国所在の親会社の連結財務諸表の開示がドイツ語に加えて英語でも可能となります。3 月決算の場合、2022 年 3 月 31 日日期が適用開始年度となります。

XIII. 輸出管理

決済および資本取引申告に際しての分類番号の抜本の変更

ドイツ連邦銀行は、外国為替施行令の改正に伴い、2020 年 1 月 1 日付で決済および資本取引申告に際しての分類番号(いわゆる“コード”)を抜本的に変更しました。各企業は、分類番号の変更が、決済および資本取引申告のマニュアルベースまたは IT ベースの作成に関する社内プロセスにどの程度影響するかどうか確認する必要があります。

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ

Graf-Adolf-Platz 15
40213 Düsseldorf
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

野村 充基

Phone +49 211 9352 25791
Fax +49 181 3943 25791
mitsuki.nomura@de.ey.com

ハンブルク

Rothenbaumchaussee 78
20148 Hamburg
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

シュツットガルト

Flughafenstrasse 61
70629 Stuttgart
Germany

英 正樹

Phone +49 89 14331 21366
Fax +49 181 3943 21366
masaki.hanabusa@de.ey.com

フランクフルト

Mergenthalerallee 3-5
65760 Eschborn
Germany

久保川 智広

Phone +49 6196 996 24152
Fax +49 181 3943 24152
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

ミュンヘン

Arnulfstrasse 59
80636 München
Germany

英 正樹

Phone +49 89 14331 21366
Fax +49 181 3943 21366
masaki.hanabusa@de.ey.com

Disclaimer

- ▶ By nature, the information made available can neither be exhaustive nor tailored to the specific needs of an individual case. It does not constitute advice, any other form of legally binding information or a legally binding proposal on our part.
- ▶ This presentation reflects our interpretation of the applicable tax laws and regulations, the corresponding court rulings and the official statements issued by the tax authorities.
- ▶ This presentation is based on the law as of the date of this presentation. In the course of time, tax laws, administrative instructions, their interpretation and court rulings may change. Such changes may affect the validity of this presentation.
- ▶ We are not obliged to draw your attention to changes in the legal assessment of issues dealt with by us in this presentation.
- ▶ We assume no warranty or guarantee for the accuracy or completeness of the contents of this presentation. To the extent legally possible, we do not assume any liability for any action or omission that you have based solely on this presentation. This also applies should the information prove to be imprecise or inaccurate.
- ▶ This presentation and the handout are not a substitute for qualified tax advice.

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in *building a better working world* for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights Individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2020 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.